

## 取引・証明に使用するはかりについて

**取引**とは、計量に基づいて売買や贈与等を行うとき、その結果が契約の要件として取り扱われる場合（例：量販店の精肉計り売りや商品の内容量表示など）が該当します。

**証明**とは、公または業務のうえで計量の結果が真実である旨を外部に表明することであり、事業者がそれを継続・反復して行うことを指します。たとえば、公共団体または民間の事業者が、法律により定められた計量結果を公的機関に報告する場合や、計量結果を個人に通知する場合などが該当します。

※取引・証明に使用するはかりは、必ず検定証印もしくは基準適合証印が刻印されたはかりを使用して下さい。それ以外のはかり(取引・証明以外用と表示のあるはかりや家庭用計量器マーク(正)マーク)のある家庭用ヘルスマーター、キッチンスケール、ベビースケール等)は、取引・証明に使用できません。使用した場合、計量法違反となりますのでご注意ください。



## 事業所での、主な取引・証明でのはかりの使用例



### 【医療機関】

体重計

- 健康診断で使用しているはかり
- 診断書や介護保険要否意見書等、公的機関に提出する書類への記載用に使用しているはかり
- 新生児の体重及び成長過程における記録、妊娠の定期検診に使用しているはかり
- ※カルテ（診療録）に患者の治療情報として体重を記載するだけの場合、一般的には「証明」の対象とはみなされません。（カルテは特別な手続きによって公開される場合を除き、業務上外部に公開されるものでないため）

薬局のはかり

- 調剤に使用しているはかり

給食のはかり

- 販売業者から食材の納品を受ける際、検収（確認のみでなく、過不足があった場合に相手方に量の修正を指示する）に使用するはかり。
- ※調理用の食材・調味料の目安を計ることは、取引・証明にはあたりません。

### 【幼稚園、小中学校、高等学校】

体重計

- 法律で定められている園児、生徒の定期健康診断に使用しているはかり
- 定期的に園児の保護者等に通知するため、園児の体重測定に使用しているはかり（保護者等に通知せず、園内の記録のみの場合は、検査の対象外です。）

給食のはかり

- 販売業者から食材の納品を受ける際、検収（確認のみでなく、過不足があった場合に相手方に量の修正を指示する）に使用するはかり
- ※調理用の食材・調味料の目安を計ることは、取引・証明にはあたりません。
- 食品アレルギーの園児、生徒用の給食材の重さを外部に報告するため使用しているはかり

### 【保育園】

体重計

- 法律で定められた園児の定期健康診断に使用しているはかり
- 定期的に園児の保護者等に通知するため、園児の体重測定に使用しているはかり（保護者等に通知せず、園内の記録のみの場合は、検査の対象外です。）

給食のはかり

- 販売業者から食材の納品を受ける際、検収（確認のみでなく、過不足があった場合に相手方に量の修正を指示する）に使用するはかり。
- ※調理用の食材・調味料の目安を計ることは、取引・証明にはあたりません。
- 食品アレルギーの園児、生徒用の給食材の重さを外部に報告するため使用しているはかり
- ※高知市(生活食品課)の定期監査への報告用に使用しているはかりは、食材の正確な重量まで求められていないため、証明には該当しません。

上記の使用例以外の用途で、取引、証明での使用にあたるかご不明な点がございましたら、高知市計量検査所までご遠慮なくお問い合わせ下さい。